

1 1 - 6 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

政 令	条 例
第十九条第2項 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。 ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。 (2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。 (3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。	第二十四条第1項 三 令第十九条第二項第七号の規定によるものとする敷地内の通路は、当該通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとする。
3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
(移動等円滑化経路を構成する)敷地内の通路 (政令第19条第2項第7号) (条例第24条第1項第3号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか	
	⑤傾斜路がある部分	—
	(1)幅は段に代わる場合は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上であるか	
	(2)勾配は1/12以下を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1/8を超えていないか)	
(政令第19条第3項)	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20を超える場合に限り)	
	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

〔解説〕

○移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路についての規定である。

チェックリスト①～③、⑤（政令第19条第2項第7号）

○移動等円滑化経路を構成する廊下等及び傾斜路を参照。（P89～P92）

チェックリスト④（条例第24条第1項第3号）

○敷地内の通路を横断する排水溝を設ける場合には、細目のグレーチング等、杖の先や車椅子のキャスター等が落ちない仕様の溝蓋を設けなければならない。

チェックリスト⑥（政令第19条第3項）

○地形の特殊性により、敷地内の通路を基準に適合させることが困難である場合は、「道等」を「当該建築物の車寄せ」とする。

○「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。

例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障がい者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させることで足りる。

参 考

〔法逐条解説〕 政令第19条 : P45～P50

〔建築設計標準〕 2. 1 敷地内の通路 : P2-44～P2-56